

## 令和4年度 みやしろ健康福祉プラン－高齢者編－ 目標設定表

資料2

【重点的に取り組む事業】

〔管理区分〕

新規 第8期計画期間中に新規で実施する事業

## 基本目標1 地域福祉の推進

## 基本施策2 地域の支え合いを強化します

高 齢 者 の 居 場 所 の 整 備	施策番号	具体的な取り組み	4年度の最終目標	4年度達成基準(何を・どれだけ・どの程度・いつまでに)
	1-2-(1)-① P47	地域交流サロンの推進 在宅の高齢者が住み慣れた地域で生きがいを持ち、健康で楽しい生活を送れるように、町と社会福祉協議会と地域住民が協力して地域の交流サロンづくりを推進します。	■高齢者支援担当 サロン再開に向けた支援をし、長期に渡り休止しているサロンが再開できるように働きかける。	■高齢者支援担当 ①町広報紙にサロン及び健康づくり団体紹介を掲載する。(随時) ②サロン及び健康づくり団体に対し、声かけを行い、開催状況を周知する。(2カ月に1回程度) ③感染対策を行い、サロン連絡会を開催する。 ④相談支援の実施及びサロンへの訪問や出前講座を行う。(随時) ⑤補助金の周知を積極的に行い、活動の支援をする。(随時)
	管理区分	担当課・室 担当名		
		健康介護課 高齢者支援担当		

## 基本目標3 生きがいづくりへの支援

## 基本施策1 高齢者の社会参加・社会貢献を支援します

活 動 機 会 の 充 実	施策番号	具体的な取り組み	4年度の最終目標	4年度達成基準(何を・どれだけ・どの程度・いつまでに)
	3-1-(1)-⑤ P58	おかえりなさい！地域デビュー事業の実施 定年を迎えた世代が今までつながりが希薄であった地域で生き生きと活躍するため、地域デビューのきっかけづくりとなるイベントやワークショップなどを開催します。	■高齢者支援担当 縁じょいライフ事業の新規登録者15人以上	■高齢者支援担当 ①地域活動応援通信の発行(年3回) ②縁じょい交流会の実施(1回) ③シニアはじめて講座の実施(1回)
	管理区分	担当室 担当名		
	新規	健康介護課 高齢者支援担当		

## 基本目標 4 安心と安全の確保

## 基本施策 2 防災・防犯対策を推進します

施策番号	具体的な取り組み	4年度の最終目標	4年度達成基準(何を・どれだけ・どの程度・いつまでに)
4-2-(1)-③ P63	避難行動要支援対策の推進 災害が発生した時に避難場所等の安全な場所へ自力で避難が困難な高齢者や障がい者を災害から守るため、避難行動要支援者支援体制の充実を図ります。また、平常時においても、自主防災組織等により、避難行動要支援者の見守りや声かけ活動を行うとともに、個別支援計画の策定を勧めます。	■高齢者支援担当 モデルケースを選び個別避難計画を作成する。	■高齢者支援担当 関係各課との打合せや、関係機関への説明、個別避難計画様式の検討を行い、モデルケースを選んで個別避難計画を12月までに作成する。
	管理区分	担当室 担当名	■危機管理担当
	健康介護課 高齢者支援担当 町民生活課 危機管理担当 福祉課 障がい者福祉担当	個別支援計画策定の推進	■危機管理担当 ①自主防災組織連絡協議会において、個別支援計画について説明し、作成を促す機会を作る。(5月、2月) ②自主防災会からの相談受付や出前講座、災害図上訓練時に個別支援プランについて説明し、作成を促す。(10月の地域防災訓練、及び随時)
		■福祉支援担当 避難行動要支援者名簿の更新作業	■福祉支援担当 名簿更新作業のための対象者の抽出を行う(12月)

避難行動要支援者対策の推進

## 基本目標5 健康づくりの推進

## 基本施策1 地域での健康づくりを支援します

施策番号	具体的な取り組み	4年度の最終目標	4年度達成基準(何を・どれだけ・どの程度・いつまでに)
健康づくりの推進	5-1-(2)-① P66	<b>■国保・後期担当</b> 国保データベース（KDB）システムから地域課題を把握し、R5の基本方針作成に向け健康介護課と今後の事業目的・方向性について打合せを行う。	<b>■国保・後期担当</b> 国保データベース（KDB）システムデータから地域課題の把握に努め、ハイリスク者を抽出する。既存の介護予防事業への参加を促すと共に、次年度のプレ事業の実施に向けた効果の検証を行う。
	管理区分	担当室 担当名	<b>■高齢者支援担当</b> フレイルのハイリスク者が、町の介護予防事業に参加する。
	新規	住民課 国保・後期担当 健康介護課 高齢者支援担当 健康介護課 健康増進室	<b>■健康増進室</b> ・各担当とネットワークを構築するための打ち合わせ（情報・課題等の共有）。 ・研修会等の開催がある場合は参加する。
			<b>■健康増進室</b> ・庁内関係部署との連携を図るため会議を行う。（随時） ・研修会等への参加（随時）

## 第5章 介護保険事業

## 第2節 地域支援事業の現状と今後の見込

施策番号	具体的な取り組み	4年度の最終目標	4年度達成基準(何を・どれだけ・どの程度・いつまでに)	
5-2-1-(2) P75・76	一般介護予防事業 市町村の独自財源で行う事業や地域の互助、民間サービスとの役割分担を踏まえつつ、高齢者を年齢や心身の状況等によって分け隔てることなく、住民運営の通いの場を充実させ、人と人とのつながりを通じて、参加者や通いの場が継続的に拡大していくような地域づくりを推進します。また、地域においてリハビリテーション専門職等を活かした自立支援に資する取組を推進し、要介護状態になっても、生きがい・役割を持って生活できる地域の実現を目指します。事業の実施にあたっては、通いの場に参加する高齢者の割合を国の目標である8%以上とすることを目指します。	■高齢者支援担当 一般高齢者に対し介護予防の知識の普及啓発を図るため、介護予防普及啓発事業を実施する。 地域が主体的に行う介護予防や健康づくりに資する活動を支援するため、地域介護予防活動支援事業を実施する。	■高齢者支援担当 ①介護予防に大切な「運動・栄養・口腔」の知識の普及と実践のため、また、認知症予防のため、「おたっしや元気塾」を年6コース実施する。 ②地域が主体的に行う介護予防や健康づくりに資する活動を支援するために、町職員や専門職（運動指導員や理学療法士など）を自主グループに派遣する。（随時） ③地域における介護予防の取り組みを推進する人材を育成する。 ・介護予防リーダー等ステップアップ勉強会（年2コース） ・プラザサポーター養成講座（年1コース） ・プラザサポーター発展講座（年1コース）	
	管理区分			担当室 担当名
				健康介護課 高齢者支援担当

施策番号	具体的な取り組み	4年度の最終目標	4年度達成基準(何を・どれだけ・どの程度・いつまでに)	
5-2-2-(1) P76・77	地域包括支援センターの運営 地域包括支援センターにおいて、高齢者とその家族、地域住民などからの相談に応じ、介護・福祉・健康・医療など、様々な面から総合的に支援し、関係機関等へつなげられるよう努めています。高齢者の増加に伴い、相談件数の増加と複雑化する相談内容への専門的な対応力が求められています。	■高齢者支援担当 地域包括支援センターと定期的に連絡会を開催し、情報共有・連携を図る。 関係機関で開催される研修会、協議会、会議の参加を図り他機関との連携強化、対応力の向上を図る。	■高齢者支援担当 ①地域包括支援センターと町との連絡会を開催（月1回） ②介護従事者連絡会、研修会、協議会に参加（随時） ③地域ケア会議の開催（2か月に1回） ④在宅医療・介護連携研修会に参加を促す（随時） ⑤認知症初期集中支援チームとの連絡会の開催（年2回程度） ⑥協議体・介護予防事業の案内を行い、参加を促す（随時）	
	管理区分			
				健康介護課 高齢者支援担当

	施策番号	具体的な取り組み	4年度の最終目標	4年度達成基準(何を・どれだけ・どの程度・いつまでに)
包括的支援事業	5-2-2-(2) P78	<p><b>在宅医療・介護連携の推進</b></p> <p>医療と介護の両方を必要とする状態の高齢者が、住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最期まで続けることができるよう、在宅医療と介護を一体的に提供するために必要な支援を行っていきます。</p> <p>事業の推進にあたっては、独立行政法人国立病院機構東埼玉病院、医師会、歯科医師会、薬剤師会及び介護事業所などの医療・介護連携機関や関係市町などと緊密に連携し、多職種連携・協働による包括的なサービスの提供を可能とする環境整備を行います。</p> <p>また、看取りに関する取組や、地域における認知症の方への対応力を強化していく観点、感染症や災害時における継続的なサービス提供等が求められており、関係者間の連携体制や対応を検討していきます。</p>	<p><b>■高齢者支援担当</b></p> <p>蓮田市、白岡市とともに医療機関及び介護事業所等の顔の見える関係づくり、連携を深める。</p> <p>在宅における医療と介護が切れ目のなく一体的に提供されるための体制づくりとして入退院ルールを作成を進めていく。</p>	<p><b>■高齢者支援担当</b></p> <p>①在宅医療・介護連携会議の内容について検討（3月）</p> <p>②医療・介護関係者研修会の開催（年度3回）</p> <p>③在宅医療・介護連携拠点の運営（業務内容の確認、次年度委託内容の決定、委託内容の定期的な点検（3月））</p> <p>④医療と介護の関係者が連携し、患者の病院・在宅での円滑な移行を目的とした入退院ルールを作成を進める（3月）</p>
	管理区分	担当室 担当名		
		健康介護課 高齢者支援担当		

包括的支援事業	施策番号	具体的な取り組み	4年度の最終目標	4年度達成基準(何を・どれだけ・どの程度・いつまでに)
	5-2-2-(3) P79	<b>認知症総合支援事業</b> 認知症の方が住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができるよう認知症高齢者等にやさしい地域づくりを展開していくため、認知症施策推進大綱の基本的な考え方を踏まえ、地域の実情に応じた認知症施策を推進します。	<b>■高齢者支援担当</b> 地域包括支援センター、認知症地域支援推進員、キャラバンメイト、認知症初期集中支援チーム、認知症サポーターと連携を図りながら、認知症施策の各種事業を実施する。 認知症カフェ、認知症初期集中支援事業、認知症サポーター養成講座、認知症高齢者声掛け訓練を実施する。	<b>■高齢者支援担当</b> ①認知症カフェの定期開催と補助金の適正な交付(随時) ②認知症サポーター養成講座の開催(キャラバンメイトと協力し随時実施) ③認知症高齢者声掛け訓練の実施(年1回以上) ④認知症初期集中支援チームと随時連携し対象者の情報共有と支援を行う(随時) ⑤チームオレンジ設置に向けて準備を行う(3月)
	管理区分	担当室 担当名		
		健康介護課 高齢者支援担当		
	施策番号	具体的な取り組み	4年度の最終目標	4年度達成基準(何を・どれだけ・どの程度・いつまでに)
	5-2-2-(4) P79	<b>生活支援体制の整備</b> 生活支援体制の整備にあたっては、地域住民やNPO、民間企業、協同組合、ボランティア、社会福祉法人などの多様な主体による多様なサービスの提供体制を構築し、高齢者の社会参加及び生活支援・介護予防の充実を図ります。	<b>■高齢者支援担当</b> 生活支援体制整備推進協議体を年6回以上開催し、助け合いグループ発掘・育成のための話し合いを進める。	<b>■高齢者支援担当</b> ①他の市町村の協議体の状況把握に努める(随時) ②協議体の開催(年6回以上) ③高齢者向けサービスをまとめた冊子を作成し、必要な人に配布する(3月)
管理区分	担当室 担当名			
	健康介護課 高齢者支援担当			

	施策番号	具体的な取り組み	4年度の最終目標	4年度達成基準(何を・どれだけ・どの程度・いつまでに)
任意事業	5-2-3-(1) P80	<b>介護給付費等適正化事業</b> 介護保険制度に対する信頼を高め、持続可能な介護保険制度を構築していくため、介護認定の適正化、ケアプランの点検、住宅改修等の点検、縦覧点検・医療情報との突合、介護給付費通知を実施します。 また、国保連合会適正化システムによる情報を活用し、適切なサービスの提供を図ります。	<b>■介護保険担当</b> 適正化のための以下の点検等を実施する。 ①ケアプラン点検 ②認定調査票の点検 ③住宅改修・福祉用具点検 ④縦覧点検・医療情報との突合 ⑤介護給付通知の送付	<b>■介護保険担当</b> ①居宅介護支援事業所とケアプランを点検する。(4事業所) ②認定調査票作成時に調査員以外の職員からの点検を実施。(随時) ③住宅改修等の実施状況についての現地確認を実施する。(毎月2件)現地確認ができない場合は、軽度者にかかる福祉用具の利用状況を点検する。 ④縦覧・突合情報に基づき過誤を実施する。(毎月) ⑤介護給付通知を送付する。(7月・12月)
	管理区分	担当室 担当名		
		健康介護課 介護保険担当		
任意事業	5-2-3-(4) P81	<b>成年後見制度利用支援事業</b> 判断能力が不十分で申し立てを行う親族等がいない高齢者の成年後見の申し立てを行います。また、成年後見制度の利用促進のための啓発活動、相談活動を実施します。	<b>■高齢者支援担当</b> 成年後見支援制度の利用促進に向けた方向性の検討を行うとともに、支援が必要と思われる方を地域包括支援センター等との連携により早期発見し、状況に応じて町長申立を行う。	<b>■高齢者支援担当</b> ①成年後見制度利用促進基本計画の策定に向け、町の状況を確認するとともに、関係機関との意見交換を行い、計画の策定を行う(3月)。 ②地域包括支援センターの地域訪問活動時等に制度の周知を行う。(随時) ③地域包括支援センター、ケアマネジャー、民生児童委員等との協働し成年後見制度の利用が必要にもかかわらず、親族による申立が期待できない状況にある高齢者に対して、家庭裁判所へ町長申立による審判請求を行う。(随時)
	管理区分	担当室 担当名		
		健康介護課 高齢者支援担当		

## 第6章 計画の推進にあたって

## 第2節 介護保険サービスの充実

施策番号	具体的な取り組み	4年度の最終目標	4年度達成基準(何を・どれだけ・どの程度・いつまでに)
6-2-2-(4) P99	<b>介護人材の確保</b> 雇用環境や労働環境の悪さによる介護人材の不足、介護者の高齢化や介護不安の増大等に伴う介護離職の増加が社会問題となっています。 本町では、不足する介護人材を確保するため、介護従事者連絡会を開催し、研修や情報提供等を実施するとともに、職員間の交流を促進し、人材定着及び資質の向上を図ります。 また、申請書類や検査書類等の文書量削減の取組を行い、業務の効率化及び質の向上に努めます。	<b>■高齢者支援担当</b> ①処遇改善加算の適切な実施 ②介護従事者連絡会の開催	<b>■高齢者支援担当</b> ①介護職員処遇改善加算等について適切な実施を行う(随時) ②介護事業所に対する申請書類等の届出期限などの周知の徹底を図る(随時) ③介護従事者連絡会の開催により、研修や情報提供を実施する(随時)
	<b>管理区分</b>  健康介護課 高齢者支援担当 介護保険担当	<b>■介護保険担当</b> ①事業の指定に係る申請書類については国の様式例を使用する。 ②事業所の運営指導については、国のマニュアルに準じて実施し、文書作成量を削減する。	<b>■介護保険担当</b> ①事業の指定に係る申請書類について、国の様式例を使用する。(随時) ②事業所の運営指導について、国のマニュアルに準じて実施し、文書作成量を削減する。(随時)

介護サービスの質の向上